

# 第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画

～読書で はぐくむ 豊かな心～



令和8年2月

綾瀬市・綾瀬市教育委員会

## 表紙のイラスト

市のマスコットキャラクター「あやびい」（平成24年11月1日決定）

市の鳥「カワセミ」をモチーフにしています。

チャームポイントのキラキラおめめで、綾瀬の豊かな自然と人の優しさを見つめています。  
綾瀬のまちを飛び回るのが大好きな元気っ子です。

## はじめに

子どもにとって、読書は、言葉を理解する力や文章を読み解く力を養うだけでなく、豊かな感性や創造力を育み、思考力や表現力を高める上で欠くことができないものです。また、次代を担う子どもたちが、ライフステージごとに、本とのふれあいを通して自ら学ぶ楽しさや知る喜びを得ながら、多種多様な情報を判断し活用する能力を養い、人生をより深く生きる力を身に付けていく上でも、読書のもたらす効果は、極めて重要です。

平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、国においては「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次：平成14年・第二次：平成20年・第三次：平成25年・第四次：平成30年・第五次：令和5年）が策定されました。また、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。県においては「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第一次：平成16年・第二次：平成21年・第三次：平成26年・第四次：平成31年・第五次：令和6年)が策定されております。

本市においては、「綾瀬市子ども読書活動推進計画」(第1次：平成23年・第2次：平成29年・第3次：令和3年)を策定し、総合的に子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。

近年のデジタル社会の進展による、スマートフォン等の情報機器や様々なインターネットメディアの普及は、人々の生活様式に大きな変化をもたらし、子どもの読書活動においても読書離れ・活字離れといった課題となって表れております。

このたび、これまでの「第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画」において取り組んできた成果と課題、また、国・県の計画の趣旨を踏まえ、子どもの読書離れの改善とより一層の読書活動の推進を図るため、「第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

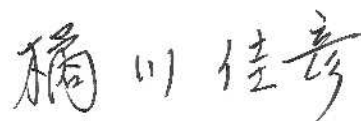
今後においては、本計画の基本方針に基づき、一人一人の子どものライフステージに応じた施策の実現に努め、本市のすべての子どもたちが、様々な機会と場所において生き生きと読書に親しむことができるよう、読書を通じた学びと成長を促す環境づくりに努めてまいります。

子どもたちの健やかな成長を願い、子どもの読書活動推進に取り組まれている関係者及び市民の皆様におかれましては、本計画への御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和8年2月

綾瀬市長



## 目 次

第1章 第4次計画策定の趣旨	
1 子どもの読書活動の意義	1
2 子どもの読書活動の現状	2
3 計画の目的と位置付け	4
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
第2章 第3次計画の取組（成果と課題）	
1 家庭における読書活動	5
2 地域における読書活動	6
3 学校等における読書活動	8
4 推進体制(関係機関の情報交換及び進行管理)	9
第3章 第4次計画の基本方針	
1 基本方針	10
2 目標	11
3 第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画体系図	12
第4章 第4次計画の方策	
1 本に親しみ読書を楽しむ環境をつくる（乳幼児期：0歳～6歳）	13
2 読書習慣をつくり、学び活かす力を育てる（就学期：7歳～18歳）	19
3 読書を通して生きる力を育む（すべての子ども）	26
資料	
第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	32
第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	34

# 第1章 第4次計画策定の趣旨

## 1 子どもの読書活動の意義

近年の少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化等に伴い、子どもを取り巻く社会環境の変化は加速度を増しています。インターネットやスマートフォン、SNS<sup>1</sup>等多様なコミュニケーションツールや各種媒体によるゲームや生成AI<sup>2</sup>など、様々なメディアやデジタル技術が急速に普及し、こうした変化を背景に、子どもの読書離れや活字離れが大きな課題となっています。令和7年度「第70回学校読書調査」<sup>3</sup>においては、全国の小学生、中学生、高校生のいずれの学年段階においても、子どもたちの不読率<sup>4</sup>は上昇の傾向が見られます。

このような時代の中で、子どもたちは自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。読書活動は、そのような子どもたちの資質・能力を育む上で読解力や想像力、思考力、表現力等を養う役割を果たすものであり、生きる力の糧となっていくます。

さらに、本とつながりを持つことで、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを得て、更なる探求心や真理を求める姿勢が培われ、子どもの頃の読書活動を通じて得られた楽しかった経験や知識は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング(Well-being)<sup>5</sup>につながるるとともに、世代を超えた読書活動の推進の循環にも寄与することが期待されます。

こうした背景から、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣や豊かな探求心を持ち、人生をより豊かなものにしていけるよう、子どもの頃から読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくことが望まれます。そして、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、電子書籍なども含めた多様な読書媒体において、自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの興味・関心を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携して、子どもの読書活動を推進することが求められています。

- 1 SNS：Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略称で、個人やグループがインターネット上でつながり、交流やコミュニケーションを図ることができるサービスのこと。
- 2 生成AI：学習したデータを基に、文章や画像、動画、音声などの多様な形式の新しいデータを作り出すことができる人工知能のこと。
- 3 第70回学校読書調査：公益社団法人全国学校図書館協議会，第70回学校読書調査（2025）
- 4 不読率：第70回学校読書調査（2025）に基づき、5月の1か月間に読んだ本の冊数が0冊の児童生徒の割合を「不読率」としている。
- 5 ウェルビーイング（Well-being）：「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

## 2 子どもの読書活動の現状

### (1) 小・中学生の現状

文部科学省が行った「全国学力・学習状況調査」によると、令和7年度の本市における「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」は小学6年生で41.0%、中学3年生では55.0%と、中学生については全国レベルを上回っているだけでなく、数値が経年で上昇傾向にあります。一方で、小学生については全国レベルを下回っており、読書量の低下や読書離れなど、「本に触れない」「読書をしていない」といった子どもが増え、読書の基本となる部分が減少傾向にあることが危惧されています。

また、「読書が好きな児童・生徒の割合」を見てみると、本市は小学6年生で62.4%、中学3年生で62.2%となっており、中学生は全国レベルを上回る一方で、小学生は全国レベルを下回っています。また、令和7年度まで、小中学生ともに数値が減少している点についても懸念されます。今後のさらなる時代の変化にあわせ、子どもたちの読書習慣の形成を促す取組の継続、そしてこれからも子どもたちが本を身近に感じることや、自主的に読書に取り組むことができる環境の整備が必要です。

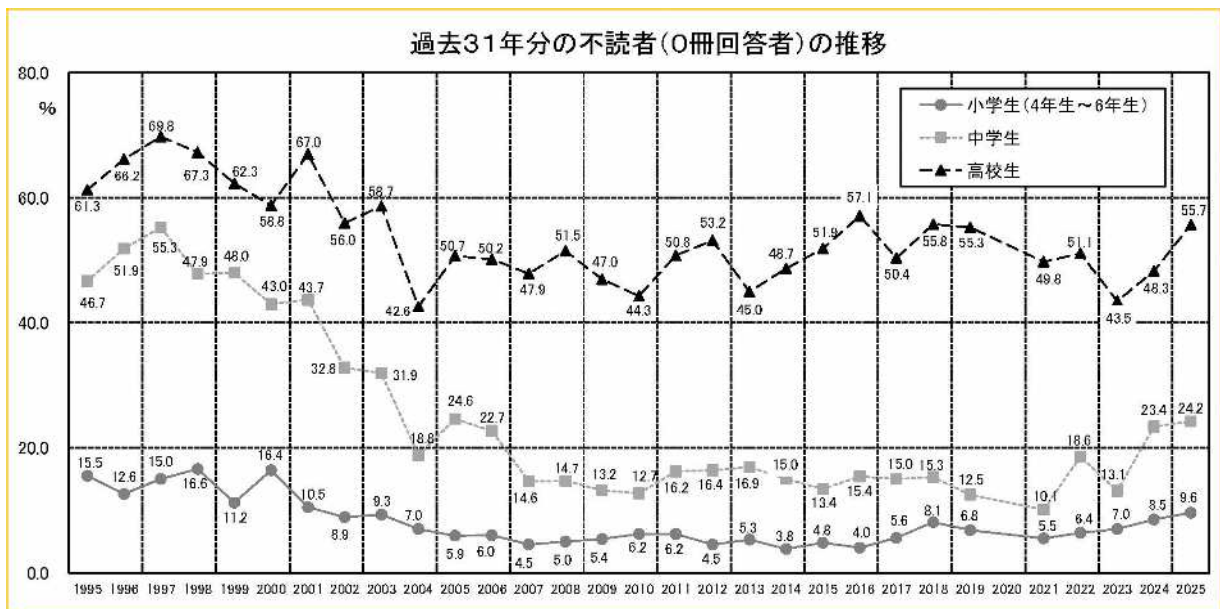
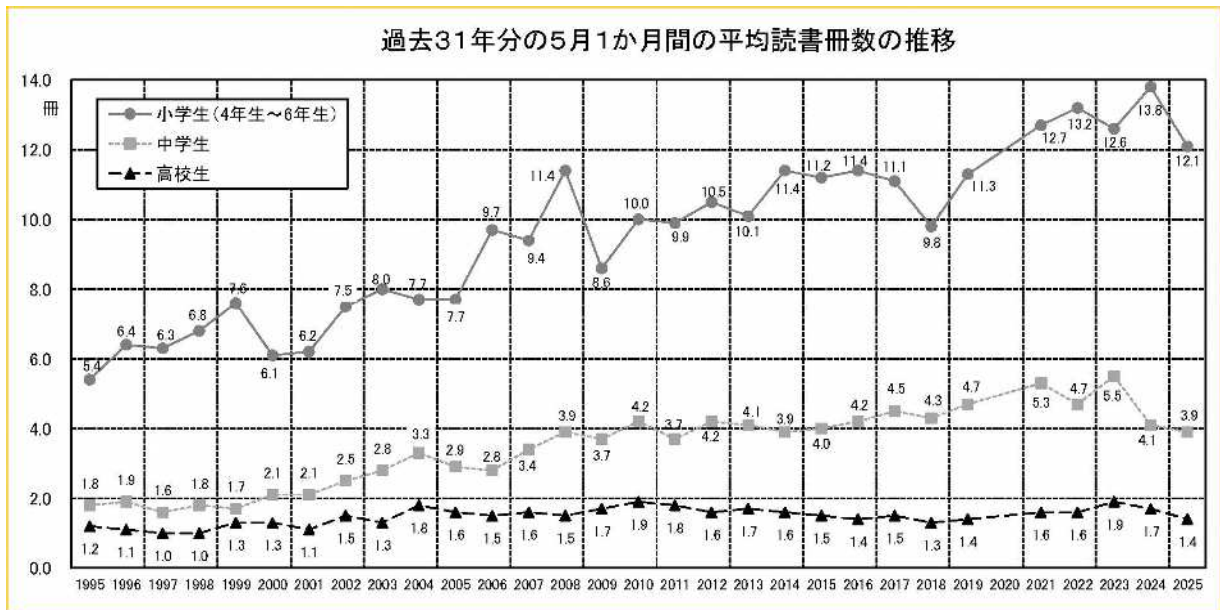
(単位：%)

区分	年度	小学6年生			中学3年生		
		全国	神奈川県	綾瀬市	全国	神奈川県	綾瀬市
平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合	R3	61.2	58.2	<b>56.0</b>	50.1	43.6	<b>52.0</b>
	R4	59.6	58.2	<b>56.2</b>	48.6	42.5	<b>51.0</b>
	R5	60.0	59.2	<b>53.9</b>	49.4	44.6	<b>53.0</b>
	R6	-	-	-	-	-	-
	R7	53.2	52.8	<b>41.0</b>	40.4	37.7	<b>55.0</b>
読書が好きな児童・生徒の割合	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	73.1	71.3	<b>75.5</b>	68.2	64.1	<b>68.2</b>
	R5	71.8	69.7	<b>70.9</b>	66.0	62.2	<b>67.0</b>
	R6	-	-	-	-	-	-
	R7	69.7	67.8	<b>62.4</b>	61.6	58.9	<b>62.2</b>

(出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」。令和3年度調査については、「読書が好きな児童・生徒の割合」が調査項目から除外され、令和6年度調査については、2区分とも調査項目から除外されたため、数値実績の把握はできていない。)

## (2) 高校生の現状

公益社団法人「全国学校図書館協議会」が毎年実施している全国の小・中・高校生を対象とした学校読書調査によると、高校生において、令和7年度における5月の1か月間の平均読書冊数は1.4冊、不読者(5月の1か月間に読んだ本が0冊の回答者)の割合は55.7%となっており、小・中学生の数値と比較しても、より深刻な読書離れの傾向がみられています。



(出典：公益社団法人「全国学校図書館協議会」第70回学校読書調査(2025年)より抜粋)



### 3 計画の目的と位置付け

本計画は、令和3年12月に策定した第3次計画を発展させ、新たに、本市における子どもの読書活動推進にあたっての基本方針と施策の方向を明らかにし、すべての子どもたちがライフステージに応じた読書活動を行うことのできる環境を整備することを目的とします。

また、本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画で、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や神奈川県「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を基本としています。

本市の「綾瀬市総合計画2030」と、第2期綾瀬市教育振興基本計画として位置付けられた「綾瀬市学校教育推進プラン」及び「綾瀬市生涯学習推進プラン」との整合性を図りながら、第3次計画の成果と課題を踏まえ、「綾瀬市生涯学習推進プラン」に位置付けられている、子ども読書活動推進施策の個別実施計画として位置付けます。

### 4 計画の対象

おおむね18歳以下のすべての子どもとします。

### 5 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

本計画は、5か年にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにするものですが、社会状況の動向に伴い、計画に変更が必要な場合には、適宜見直しを行うものとします。



## 第2章 第3次計画の取組（成果と課題）

### 1 家庭における読書活動

#### 【成果】

こども家庭センターと市立図書館が連携して、「4～5か月児健診」時にブックスタート事業<sup>6</sup>を実施しました。4冊の絵本を親子1組ごとに読み聞かせをするとともに、その中の1冊を配付し、乳幼児期から本を楽しむことの大切さ・楽しさを啓発しました。また、母子手帳交付時と妊娠8か月アンケート実施時にあわせ、マタニティブックリスト<sup>7</sup>を配付し、出産を迎える家庭へ、読書へのきっかけづくりを提供しました。

新小学1年生には、生涯学習課においてセカンドブック事業<sup>8</sup>を実施し、5冊の本の中から1冊を配付することをきっかけにして、読書習慣を促すとともに、発達段階に応じた読書体験の充実を図りました。

「あやせゼロの日運動」<sup>9</sup>を愛称として取り組んできた「あやせ家庭読書の日、ノーテレビ・ノーゲームデー運動」<sup>9</sup>（正式名称）については、「愛称だけでは運動内容が分かりづらい」、「ノーテレビ・ノーゲームが時代に即していない」といった課題を踏まえ、令和6年度から正式名称を「あやせ家庭読書・ふれあいの日」へ変更し、愛称の「あやせゼロの日運動」とともに周知を行うこととし、家庭読書の推進や家族等の会話やふれあいの時間の充実化や、子どもたちの豊かな心と成長に望ましい生活習慣の定着を図りました。

#### 【課題】

平成24年度から「あやせゼロの日運動」を開始し、家庭読書と家庭教育の普及・啓発に努めてきましたが、令和6年度の「あやせゼロの日運動」のアンケート結果から、運動を「知っている」または「聞いたことはある」と答えた割合が、全体で59.4%と、令和4年度と比較して約13%減少が見られました。これは令和6年度に運動の名称と愛称を一部変更したことによるものと推測され、引き続き運動の周知が必要です。また、実際の取組に結びついていない家庭もあるため、読書習慣の形成に向けて、今後も継続して家庭への働きかけを行うとともに、ニーズに即した実効性のある取組を行う必要があります。

6 ブックスタート事業：1992年、本を「読む(read book)」のではなく「分かち合う(sharebook)」をキャッチフレーズに、英国で始まった活動。あかちゃんとその保護者に絵本を配付し、絵本に親しむ体験を提供する事業で、日本では、2000年の「子ども読書年」をきっかけに紹介されて以来、全国的な広がりを見せており、現在は世界各地に広がっている。

7 マタニティブックリスト：あかちゃんを迎える家庭へ向けた、妊娠や出産、子育てに関するおすすめの本をまとめたリスト。

8 セカンドブック事業：新小学1年生に本、おすすめブックリスト、読書記録カードを配付し、子どもの読書活動及び家庭教育の推進を図る事業。

9 あやせ家庭読書の日、ノーテレビ・ノーゲームデー運動：毎月10日・20日・30日といったゼロのつく日に、親子で読書をしたり、団らんしたりするなど、家族でふれあう時間を充実させる取組。令和6年度に取組の正式名称を「あやせ家庭読書・ふれあいの日」に変更したが、愛称である「あやせゼロの日運動」は変更せず、継続して使用する。

## 2 地域における読書活動

### 市立図書館における読書活動

#### 【成果】

市立図書館では、来館した児童・生徒が快適に図書を利用できるよう努めました。コロナ禍に伴う休館等の影響により貸出数が減少した令和2年度と比較し、令和3年度以降はいずれも令和2年度を上回る貸出数となりましたが、令和4年度以降は減少傾向となっています。減少の理由については、マイナス要因だけではなく、学校図書館サービスや電子図書館サービスの充実もその要因の一つであると考えられますが、引き続き、児童・生徒の貸出数の増加に向けた取り組みを進めていく必要があります。

#### 【市立図書館の市内児童・生徒への図書の貸出状況】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出数(冊)	32,385	44,551	42,885	36,481	35,561

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い休館期間有

学校との連携では、調べ学習や特別活動等で使用する資料を司書が選書して貸出しをする「学校支援貸出」を実施しています。令和2年度以降、利用件数は大きく減少していますが、学校図書館サービスの充実などがその背景にあるものと考えられます。引き続き、学校図書館の運用の現状を踏まえながら、必要に応じて学校での主体的・対話的で深い学びを行う授業の実現、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動の充実に向けてのサポートに努めていく必要があります。

#### 【学校の希望するテーマに合わせて司書が選書して貸出する「学校支援貸出」の状況】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	108	83	70	58	44

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い休館期間有

そのほか、英語の読み聞かせ講座や親子で英語の歌や本に触れることができるイベントの実施により、親子で本や読書に触れることができるきっかけづくりを提供しました。

市立図書館の本館内では、児童コーナーの閲覧環境を充実させ、図書館での子どもたちの「過ごしやすさ」の向上を図りました。



おはなし会まつり



としょかんたんけん<sup>10</sup>

### 【課題】

学校等での読書活動及び学習・情報活用能力育成の支援、学校図書館の支援のため、内容、タイミングともに学校等のニーズに合わせた資料・情報を提供することが重要です。学校等との情報交換に努め、より幅広く柔軟な連携事業を行うことが望まれます。

10 としょかんたんけん：小学生向けに、分類や本の探し方について楽しみながら学び、図書館の仕事を体験する機会を提供する。

### 公民館・児童館における読書活動

#### 【成果】

公民館や児童館では、おはなし会の会場を提供したほか、市立図書館からの配本や団体貸出を継続して利用し、子どもにとって身近な場で、本に親しめるよう読書環境の整備に努めました。

また、図書館と公民館で情報交換や連携を行いながら、親と子を対象にした子どもの読書活動に関わる講座を開設し、講座内では読み聞かせを行い、読書普及に努めました。

さらに、子どもの読書活動推進のための普及・啓発に向け、図書館の刊行物を提供し、市立図書館の利用方法や情報を発信しました。

#### 【課題】

公民館は、地域の学習拠点であるとともに、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る役割も担っていることから、引き続き、子どもの読書活動を推進する上での重要な拠点の一つとなることが求められています。

また、公共施設の再整備に伴い休館していた北の台地区センターは、北の台コミュニティプラザとして令和8年3月から供用開始を予定しており、図書館分室にはキッズスペースを新設したほか、誰でも自由に利用できる学習室やコミュニティスペースも備わっています。現在休館中の早園地区センター、吉岡地区センターにおいても、再整備により学習室やコミュニティスペース機能が備わる予定です。

そのため、公民館の学習室やコミュニティスペースでの読書や学習による利活用の促進を含む、子どもの読書環境の整備や機会の提供に力を注ぎ、関係機関と情報交換や連携を図りながら、さらなる読書活動の充実を図っていくことが望まれます。

### 3 学校等における読書活動

#### 幼稚園・保育所等における読書活動

##### 【成果】

平成28年度から実施している、「あやせゼロの日運動」の取り組みの一つとして、絵本ふれあい事業を継続して実施し、乳幼児の保護者等を対象に、絵本の読み聞かせの方法や大切さを学ぶ講座を図書館と連携して開催しました。

講座内では、絵本の読み聞かせの重要性を周知し、乳幼児期から読書習慣の定着化を図るとともに、併せて子どもたちへ絵本の読み聞かせを実施することで、子どもの読書活動の充実を図りました。

##### 【課題】

子どもが絵本にふれあうことのできる環境づくりをするため、乳幼児向け図書・絵本貸出コーナーの充実や、市立図書館から幼稚園・保育所等への配本の利用等を促進していく必要があります。

#### 小学校・中学校における読書活動

##### 【成果】

小・中学校では、学校図書館の運営・管理や授業における学習活動の支援のため、継続して小・中学校全校に学校司書を配置するとともに、令和元年度からの学校司書の配置時間数の増加により、学校図書館の開館時間延長や読書環境の整備が推進され、特に中学校においては、貸出冊数や授業での利活用の大幅な増加へとつながりました。

また、データベース化された学校図書館資料の活用など、学校図書館の利便性が向上しました。さらに、子どもに豊富な図書資料を提供するため、市立図書館からの配本事業、団体貸出や学校支援貸出等を活用したほか、図書館からのリサイクルブックについても積極的に活用し、読書環境の整備を推進しました。

そのほか、全校で朝読書や読み聞かせを継続的に実施し、読書習慣のきっかけづくり、定着を促すことができました。特に小学校においては、読み聞かせボランティアと連携し、読書機会の充実を図ってきました。

##### 【課題】

学校司書の全校配置及び学校図書館資料のデータベース化が完了した現在、児童・生徒の更なる利用率向上に向けた改善が求められており、学校図書館図書標準に基づいた図書購入と蔵書管理を継続するとともに、計画的な事業展開が課題となっています。今後は、令和6年度における学校図書館の利用状況を参考に、さらなる貸出冊数や授業の利活用の増加を図るとともに、読書環境の整備を推進していく必要があります。

【令和元年度と令和6年度における学校図書館の利用状況】

区分	年度	貸出冊数 (冊)	授業活用数 (回)	児童・生徒数 (人)	児童・生徒1人当たりの 年間貸出冊数(冊)
小学校 (全10校)	R1	98,753	3,337	4,754	20.8
	R6	<b>102,996</b>	<b>3,862</b>	<b>4,324</b>	<b>23.8</b>
中学校 (全5校)	R1	9,817	203	2,318	4.2
	R6	<b>13,267</b>	<b>420</b>	<b>2,353</b>	<b>5.6</b>

また、学校における読み聞かせボランティアについては、研修やボランティア同士の情報交換の場が必要と考えます。併せて、保護者へ、読書の意義や大切さを啓発する手法についても、改善・工夫していくことが望まれます。

綾瀬中学校の学校図書館の様子



職業にまつわる本の展示



難民に関する本の展示

4 推進体制（関係機関の情報交換及び進行管理）

【成果】

綾瀬市子ども読書活動推進連絡会を設置し、第3次計画の進捗状況を確認・評価し、本計画の進行管理を行いました。

また、神奈川県や近隣市町村の公共図書館と連携して広域利用制度を実施することにより、子どもの読書活動を支援しました。併せて、神奈川県県央教育事務所が主催する「子ども読書活動推進会議」を通じて、近隣市町村の学校図書館主管課の担当者及び子ども読書活動主管課の担当者、市町村立図書館の子ども読書活動担当者と、子どもの読書活動推進に係る情報交換も行いました。

【課題】

綾瀬市子ども読書活動推進計画に関わる担当部署間の情報交換や人的交流を深め、子どもの読書活動の推進に向け協力体制を強化していくことが望まれます。

### 第3章 第4次計画の基本方針

本市の教育大綱が目指す人間像「思いやりがあり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」を、本計画が目指す子どもの姿と位置付けます。子どもたちが本との出会いから、学び知ることの喜びを覚え、読書を通し、他者を思いやる気持ちと社会の中で自立した人間として生きる力を育ていけるよう、各種施策の方向により、事業を展開します。

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。読書を通し、次世代を担う子どもたちが、自ら学び、考え、人を思いやる豊かな心を育み、自立した一人の人間として成長していくことを目指します。

#### 1 基本方針

第4次計画では、第3次計画に引き続き、生涯学習推進プランの施策の方向「ライフステージに応じた学習活動の支援」に基づき、基本方針を設定します。

なお、各事業の区分については、次のとおり記載しています。また、各事業における個別事業項目について、区分が異なる場合には事業項目ごとに記載しています。

継続事業：【継続】

第3次計画策定後の新規事業：【新規】

拡充事業：【拡充】

##### (1) 本に親しみ読書を楽しむ環境をつくる (乳幼児期：0歳～6歳)

子どもが本を楽しむきっかけを得るとともに、非認知能力を育むためには、乳幼児期から本に接する場と機会を整えていくことが重要です。また、保護者や子どもに関わる大人に対しても啓発活動を進め、発達段階に応じた読書体験ができる場と機会の提供に努め、本に親しみ環境づくりを支援します。

##### (2) 読書習慣をつくり、学び活かす力を育てる (就学期：7歳～18歳)

家庭・地域・学校等において、子どもが読書を楽しむ習慣を身に付け、発達段階に応じた読書体験を深められるよう読書活動を充実させます。そして、子どもが自ら学び、情報活用能力を身に付けていけるよう学びの場を広げ、子どもの興味・関心や探究心に応えられる幅広い図書館資料の整備に努めます。

また、年齢が上がるにつれて読書量に減少傾向がみられることから、子ども自身が本を読む楽しさを知り、自ら読書活動を進めていけるよう、子どもの成長にあわせた読書活動の推進に積極的に取り組み、子どもの成長を促進するよう努めます。

子どもと本をつなぐ大人の関わりも重要であることから、子どもに関わる大人

に対しても読書活動の普及や啓発事業を実施し、子ども読書活動推進の担い手となるよう支援し、人材育成を図ります。

(3) 読書を通して生きる力を育む(すべての子ども)

幼い頃、子どもたちは絵本の世界を楽しみます。子どもたちが本との出会いを楽しみにする気持ちから、読書が好きという気持ちを育て、読書を通して、知ることの喜びを感じ、想像力を育み、思いやりの心を持ちながら、社会を生きる上で必要な知識や情報を習得・活用し、自立した人間として生きる力を育ていけるよう、全世代を通して子ども読書活動の推進を図る事業を進めていきます。

また、子ども読書活動の推進に向けては、子どもの視点に立った読書活動の展開が重要であることから、各担当部局との積極的な情報提供や連携に努めます。

なお、本市は県内市町村と比較し、外国人比率が高く、日本語を母語としない外国につながるの子どもたちが多い現状です。また、「読書バリアフリー法」が整備されたことを踏まえ、障がいがある子どもたちの読書環境の整備も必要です。外国につながるの子どもたちや障がいがある子どもたちを含めた、すべての子どもたちが本や読書に親しむことができる機会を得て、生きる力を育ていけるよう、多種多様な資料やサービスを準備し提供します。

## 2 目標

国の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、不読率の低減を基本方針の1つとして掲げていることを踏まえ、第3次計画から一部目標を変更し、以下のとおり設定します。

### 【目標1】

#### ・「本を全く読まない子どもの割合(不読率)」

	綾瀬市現状値	目標値
年度	令和7年度	令和12年度
小学生	39.6%	29.2%以下
中学生	37.5%	37.5%以下

### 【目標2】

#### ・「読書が好きな児童・生徒の割合」

	綾瀬市現状値	目標値
年度	令和7年度	令和12年度
小学生	62.4%	69.7%以上
中学生	62.2%	62.2%以上

数値の出典は文部科学省「全国学力・学習状況調査」。

目標値に記載の数値は、小学生は文部科学省の同調査における令和7年度全国平均値、中学生は現状において全国平均値(目標1は40.4%、目標2は61.6%)を上回っているため、令和7年度の現状値とした。

数値の実績把握等については、文部科学省の同調査のほか、「あやせゼロの日運動」アンケートの利用を予定する。

### 3 第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画体系図

基本方針                      施策の方向                      個別事業

**基本方針 1** 本に親しみ読書を楽しむ環境をつくる  
(乳幼児期：0歳～6歳)

**施策の方向**  
 妊娠期からあかちゃんと本を楽しむ環境づくりを行う支援事業  
 家庭における読書活動支援事業  
 親子で一緒に読書を楽しむ事業  
 保育所等の読書活動の推進に向けた事業

妊娠期からあかちゃんと本を楽しむ環境づくりを行う支援事業  
 ・出産を迎える家庭への事業

家庭における読書活動支援事業  
 ・ブックスタート事業

親子で一緒に読書を楽しむ事業  
 ・おはなし会・読み聞かせ  
 ・読書普及に関する講座等  
 ・図書館や読書に親しみを持つ機会の創出  
 ・子育て支援センターでの環境づくり  
 ・公民館・児童館での環境づくり

保育所等の読書活動の推進に向けた事業  
 ・子どもが絵本にふれあうことのできる環境づくりの推進  
 ・配本事業及び団体貸出制度の活用  
 ・保育士等の研修  
 ・保護者への読書の啓発

**基本方針 2** 読書習慣をつくり、  
学び活かす力を育てる  
(就学期：7歳～18歳)

**施策の方向**  
 学校における読書活動の推進事業  
 学校と図書館との連携事業  
 学校外での読書活動事業

学校における読書活動の推進事業  
 ・読書環境の整備  
 ・読書活動の充実  
 ・広報・啓発の充実  
 ・研修等の充実

学校と図書館との連携事業  
 ・学校支援貸出や団体貸出、配本事業の活用  
 ・児童・生徒向け図書整備  
 ・図書館見学  
 ・情報交換による連携強化

学校外での読書活動事業  
 ・公民館・児童館・放課後児童クラブでの読書環境の整備  
 ・おはなし会・読み聞かせ  
 ・としょかんスタンプラリー  
 ・としょかんたんけん等の実施  
 ・継続的な読書活動のきっかけづくり

**基本方針 3** 読書を通して生きる力を育む  
(すべての子ども)

**施策の方向**  
 あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～事業  
 子ども読書活動につながる情報の発信事業  
 図書館におけるハード面及びソフト面の整備事業  
 子ども読書活動の維持に向けての事業

あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～事業  
 ・あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～

子ども読書活動につながる情報の発信事業  
 ・図書館情報の提供及び啓発  
 ・読書相談やレファレンスサービス  
 ・ブックリストの作成・配布  
 ・外国につながる子どもへの情報提供及び事業の研究

図書館におけるハード面及びソフト面の整備事業  
 ・電子機器を活用した読書へのきっかけづくり  
 ・図書館施設の整備に向けた検討  
 ・アウトリーチサービスの活用と充実

子ども読書活動の維持に向けての事業  
 ・子ども読書活動推進のための連絡会の設置  
 ・神奈川県及び綾瀬市周辺の公立図書館との広域利用による連携  
 ・障がいがある子どもへの読書環境づくり  
 ・リサイクルブックの提供  
 ・幼稚園、保育所、小・中学校など、関係機関との情報交換及び連携  
 ・図書館員の研修

## 第4章 第4次計画の方策

### 1 本に親しみ読書を楽しむ環境をつくる（乳幼児期：0歳～6歳）

#### （1）妊娠期からあかちゃんと本を楽しむ環境づくりを行う支援事業

出産前から子どもの読書の大切さを認識してもらい、家庭での読書活動の推進を図るとともに、絵本を介して親子の豊かな時間を育み、読書に親しみ環境づくりを支援するため、出産を迎える家庭に働きかけを行います。

事業名	出産を迎える家庭への事業		継続
事業内容	母子健康手帳交付時に、絵本進呈券と市立図書館が作成するマタニティブックリストを配付し、市立図書館が推奨する絵本を進呈する事業を実施します。同時に、市立図書館（電子図書館及び各種事業含む）を案内し、妊娠中から出産後も親子で図書館を活用してもらおうきっかけとし、子どもと一緒に読書を楽しむ環境づくりを支援します。さらに、出産を迎える家庭向けの講座の開催を企画実施します。		
事業項目	個別事業項目	所管*	目標
	・マタニティブックリストの作成	市立図書館	随時
	・母子健康手帳交付時に絵本進呈券、マタニティブックリスト、市立図書館の案内を配付	市立図書館 こども家庭センター	
	・絵本進呈券と引換えに、市立図書館が推奨する絵本を進呈	市立図書館 こども家庭センター	
	・市立図書館、保健福祉プラザに出産を迎える家庭向けのブックコーナーを設置	市立図書館	
・出産を迎える家庭に向けた講座（あかちゃん向けの絵本の選び方や読み聞かせの方法、わらべうた等）の企画実施	市立図書館		

\* 所管は、主な担当機関と関係機関を記載しています。

(2) 家庭における読書活動支援事業

乳幼児期から本に親しむ環境づくりを促すため、「4～5か月児健診」(毎月1回実施)時に親子への読み聞かせと絵本を進呈するとともに、あかちゃん向けのブックリストを配付します。

事業名	ブックスタート事業	継続	
事業内容	乳幼児期から本に親しむ環境づくりを促すため、ブックスタートを継続して実施します。また、市立図書館と関係機関が連携しながら各所に設置したあかちゃん向けの絵本コーナーを充実させ、乳幼児期から本に親しむ習慣のきっかけづくりに努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・「4～5か月児健診」通知にブックスタート事業通知も併せて発送	こども家庭センター	月1回
	・「4～5か月児健診」時でのブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業であかちゃん向けの絵本のブックリスト配付	市立図書館	
・市立図書館、子育て支援センターにあかちゃん向けの絵本コーナーを設置	市立図書館 こども家庭センター	常設	



ブックスタート事業の読み聞かせの様子

(3) 親子で一緒に読書を楽しむ事業

子どもたちに本の楽しさを知ってもらうため、公共施設でのおはなし会の実施や、読み聞かせを行うボランティアの育成をするとともに、子どもたちが絵本にふれあうことのできる環境の充実を図っていきます。

<b>事業名</b>	おはなし会・読み聞かせ		拡充
<b>事業内容</b>	図書館員と読み聞かせボランティアによる、乳幼児を対象にしたおはなし会を実施し、子どもたちに本の楽しさを伝えていきます。また、子どもたちがおはなしにふれる機会を増やすため、おはなし会ボランティア向け講座を展開し、絵本の読み手である保護者や読み聞かせボランティアの層を厚くします。		
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>
	・定例おはなし会の実施	市立図書館	月7回
	・季節のおはなし会の実施	市立図書館	年3回
	・特別おはなし会の実施	市立図書館	年1回
	・子どもの読書週間おはなし会の実施	市立図書館	年1回
	・出前おはなし会の実施	市立図書館	随時
	・おはなし会ボランティア向け講座の実施	市立図書館	年1回
(新規) ・Hello! えいごひろばの実施	市立図書館	年12回	

<b>事業名</b>	読書普及に関する講座等		継続
<b>事業内容</b>	市立図書館と公民館では、子どもの読書活動に関わる講座等の事業の検討を行い、情報共有を行いながら協力して、親子が一緒に読書を楽しむ機会の拡充を目指します。		
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>
	・読書活動に関わる講座等事業の検討	市立図書館 公民館 生涯学習課	年1回
	・子育てサロン(ひよこサロン、あひるくらぶ)での読み聞かせの実施	公民館	年15回

事業名	図書館や読書に親しみをもつ機会の創出		拡充
事業内容	あかちゃんのいる家族でも図書館が利用しやすい環境の整備、また親子で図書館や読書に親しみをもつ機会の創出に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・あかちゃんのとしょかん (小さな子どもが声を出したり泣いたりしても、安心してゆっくりと過ごすための時間制サービス。児童担当職員が児童コーナーに常駐し、読み聞かせや絵本選びの相談に対応。)	市立図書館	火曜日(休館日を除く)
	(新規) ・ぬいぐるみおとまり会	市立図書館	年1回
	・保護者向けに、絵本や読み聞かせについての本を集めたコーナーを設置	市立図書館	随時
	・あかちゃん向けの絵本を収集し、コーナーを設置	市立図書館	随時

事業名	子育て支援センターでの環境づくり		拡充
事業内容	子育て支援センターにおいて、乳幼児向け図書の整備・貸出を行うほか、読み聞かせを実施するなど、乳幼児が絵本とふれあえる環境をつくります。また、絵本ふれあい事業 <sup>11</sup> を実施し、家庭における読書活動を推進します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・乳幼児向け図書の整備	こども家庭センター	常設
	・家庭への絵本の貸出	こども家庭センター	随時
	・絵本の読み聞かせ等の実施	こども家庭センター	随時
	(拡充) ・絵本ふれあい事業の実施 (英語の内容を含む)	市立図書館 こども家庭センター	講演年36回

11 絵本ふれあい事業：子どもへの読み聞かせを実施し、保護者を対象に絵本の選び方や読み方のコツ、親子の触れ合いの楽しさ・大切さを教える講座を開催する。

事業名	公民館・児童館での環境づくり		継続
事業内容	公民館や児童館では、市立図書館からの配本や団体貸出を継続して利用し、乳幼児が絵本とふれあえる環境をつくります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・公民館への配本の実施及び活用	市立図書館 公民館	年3回
	・児童館への配本や団体貸出の実施及び活用	市立図書館 児童館	配本は年4回 団体貸出は随時
	・出前おはなし会等の実施	児童館 市立図書館	随時



(4) 保育所等の読書活動の推進に向けた事業

子どもが絵本にふれあうことのできる環境づくりをするため、図書館から保育所等への配本実施や保育士等の読書に対する意識の向上を促すため、研修等を実施していきます。

事業名	子どもが絵本にふれあうことのできる環境づくりの推進		拡充
事業内容	保育所等の現状を調査し、子どもが絵本とふれあうことのできる環境の充実を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・実態調査	保育所等	年1回
	・幼児向け図書・絵本貸出コーナーの整備	保育所等	常設
	・家庭への絵本の貸出	保育所等	随時
	(新規) ・市立図書館のリサイクルブックの保育所等への提供	市立図書館 保育所等	随時
・絵本の読み聞かせ等の実施	保育所等	随時	

事業名	配本事業及び団体貸出制度の活用		継続
事業内容	市立図書館からの配本や団体貸出を実施し、児童・生徒の読書環境整備の支援に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・保育所等への配本、団体貸出の実施	市立図書館	年4回 (団体貸出は随時)
	・幼稚園への配本、団体貸出の実施	市立図書館	

事業名	保育士等の研修		継続
事業内容	関係機関との情報交換や研修を通じ、保育士等の読書に対する意識の向上に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・関係機関との情報交換や研修	保育所等	随時

事業名	保護者への読書の啓発		継続
事業内容	保護者に読書の意義についての情報を積極的に提供し、読書の大切さの啓発に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・保護者への読書の啓発	保育所等	随時
	・各種おすすめ本リストの活用	保育所等	随時

## 2 読書習慣をつくり、学び活かす力を育てる（就学期：7歳～18歳）

### （1）学校における読書活動の推進事業

読書習慣の定着を図るため、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を充実させ、魅力ある学校図書館をつくり、利用を促します。

事業名	読書環境の整備		継続
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館の運営・管理や授業における学習活動の支援のため、全校に学校司書を継続的に配置します。</li> <li>・学校図書館図書標準を基準に計画的な図書購入を進めるとともに、蔵書点検を行い、学校図書館図書廃棄基準に沿って廃棄するなど、適正な蔵書管理に努めます。</li> <li>・児童・生徒自らが読書の重要性を認識し、学校における読書環境の整備を図るために、図書委員会の活動の充実に努めます。</li> <li>・学校図書館資料のデータベース化により、学校図書館資料の効率的な利用を図ります。</li> <li>・配架案内・書架の見出し・季節に応じた掲示物作成等、学校図書館内の環境づくり・館内整備に努め、児童・生徒の利用を促進します。</li> <li>・学級文庫を設置するなど、児童・生徒の読書環境の充実に努めます。</li> </ul>		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・学校司書の継続配置	教育指導課 小・中学校	全小・中学校
	・学校図書館の図書資料の整備及び環境づくりの充実	教育指導課 小・中学校	全小・中学校
	・図書委員会活動の実施	小・中学校	全小・中学校
	・学校図書館資料のデータベース化による利用の促進	教育指導課 小・中学校	全小・中学校



事業名	読書活動の充実		継続
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝読書、読み聞かせを継続的に実施し、読書習慣の定着を図ります。</li> <li>・学校図書館年間指導計画の作成による計画的・継続的な学校図書館の利活用に努め、各教科等の教育活動において、学校図書館を活用しながら児童・生徒の主体的かつ意欲的な読書活動の充実を図ります。</li> <li>・学校図書館の本の貸出を継続的に実施し、児童・生徒の自宅での読書活動を支援します。</li> <li>・図書ボランティアの効果的な活用と連携を進め、学校図書館活動の活性化に繋がります。</li> </ul>		
事業項目	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>
	・朝読書や読み聞かせの実施	小・中学校	全小・中学校
	・計画的・継続的な学校図書館の活用	教育指導課 小・中学校	全小・中学校
	・児童・生徒への学校図書館の本の貸出の推進（ブックリスト作成等）	教育指導課 小・中学校	全小・中学校
	・図書ボランティアとの連携・活用	小・中学校	全小・中学校



<b>事業名</b>	広報・啓発の充実		継続
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月23日の「子ども読書の日」や秋の「読書週間」における読書啓発活動の充実を図ります。</li> <li>・「あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～」を通して読書啓発に取り組みます。</li> <li>・学校図書館便り等を通して、学校図書館の活動を周知し、読書活動の推進・啓発の充実を図ります。</li> <li>・読書感想文コンクールや読書感想画展への参加を促進し、読書活動の普及・啓発に努めます。</li> <li>・小学校入学時や学校司書の活動を通して、保護者に読書の必要性について普及・啓発するほか、市立図書館や電子図書館、学校図書館の利用方法を紹介し、読書活動の普及・啓発に努めます。</li> <li>・市立図書館が発行する刊行物を校内に掲示し、読書啓発活動などの情報提供を継続的に実施します。</li> </ul>		
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>
	・「子ども読書の日」、「読書週間」における読書普及事業の実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校
	・「あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～」を通しての読書啓発の実施	小・中学校	全小・中学校
	・読書感想文コンクールや読書感想画展への参加の促進	小・中学校	全小・中学校
	・保護者への読書活動普及・啓発事業の実施	小・中学校	全小・中学校
	・市立図書館が発行する刊行物を活用した情報提供	小・中学校	全小・中学校

<b>事業名</b>	研修等の充実		継続
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書活動に関する情報提供に努め、教職員の読書活動推進に対する意識の向上を図ります。</li> </ul>		
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>
	・教職員への情報提供の実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校
	・各種研修会等への参加	小・中学校	全小・中学校

(2) 学校と図書館との連携事業

一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実を目指すため、学校支援貸出や団体貸出等の事業を実施し、学校図書館と市立図書館の連携機能の充実を目指していきます。

<b>事業名</b>	学校支援貸出や団体貸出、配本事業の活用			継続
<b>事業内容</b>	児童・生徒が興味や関心を持つ本を提供し、授業や読書活動を支援するため、市立図書館の学校支援貸出や団体貸出の積極的な活用、学校配本の補填的利用により、豊富で多様な図書を児童・生徒に用意します。また、よりよい事業実施形態を目指し、各関係機関の相互理解を深め、連携と協力の更なる強化を図ります。			
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>	
	・市立図書館からの学校支援貸出や団体貸出の活用	小・中学校 市立図書館	随時	
	・学校配本の利用	小学校 市立図書館	随時	
	・市内高等学校への団体貸出の利用案内及び普及促進	市立図書館	随時	

<b>事業名</b>	児童・生徒向け図書の整備			継続
<b>事業内容</b>	子どもの興味・好奇心に応える図書の選書・収集に努めます。また、子どもたちへ電子図書館の利用の促進に努めるほか、市立図書館の除籍資料から、児童・生徒向けの図書資料を小・中学校に提供し、読書環境の整備の一助とします。			
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>	
	・児童・生徒向け図書の整備	市立図書館 小・中学校	随時	
	・電子図書館利用の普及促進	教育指導課 小・中学校 市立図書館	随時	
	・市立図書館のリサイクルブックの学校への提供	市立図書館 小・中学校	年1回	

事業名	図書館見学		継続
事業内容	小学生の市立図書館見学や中学生・高校生の職場体験を実施し、市立図書館の利用方法の周知と利用促進を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・市立図書館見学の受入	市立図書館	随時
	・職場体験の受入	市立図書館	随時

事業名	情報交換による連携強化		継続
事業内容	市立図書館と学校が情報交換の機会を設けるなど連携を密にし、読書活動の共通認識を図り、児童・生徒の読書活動を推進する取組の充実を目指します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・学校図書館担当者会議及び学校図書館連絡会議の実施、参加	小・中学校 教育指導課 市立図書館 生涯学習課	随時



学校連携事業による市立図書館の展示

(3) 学校外での読書活動事業

子どもが読書に親しむ環境を提供するため公共施設への配本等を実施します。

事業名	公民館・児童館・放課後児童クラブでの読書環境の整備		継続
事業内容	公民館や児童館では、市立図書館からの配本や団体貸出を継続して利用するなど、子どもの読書環境の整備に努めます。また、放課後児童クラブへの団体貸出の普及に努め、子どもが読書に親しむ環境の拡充に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・公民館への配本の実施及び活用	市立図書館 公民館	年3回
	・児童館への配本や団体貸出の実施及び活用	市立図書館 児童館	配本は年4回 団体貸出は随時
	・放課後児童クラブへの団体貸出の利用案内	市立図書館 保育課	随時

事業名	おはなし会・読み聞かせ		継続
事業内容	図書館員と読み聞かせボランティアによる、児童を対象にしたおはなし会を実施し、子どもたちに本の楽しさを伝えていきます。また、子どもたちがおはなしにふれる機会を増やすため、保護者対象の読み聞かせ講座やおはなし会ボランティア向け講座を展開し、絵本の読み手である保護者や読み聞かせボランティアの層を厚くします。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・定例おはなし会の実施	市立図書館	月4回
	・季節のおはなし会の実施	市立図書館	年3回
	・特別おはなし会の実施	市立図書館	年1回
	・子どもの読書週間おはなし会の実施	市立図書館	年1回
	・出前おはなし会の実施	市立図書館	随時
	・おはなし会ボランティア向け講座の実施	市立図書館	年1回

事業名	としょかんスタンプラリー		継続
事業内容	楽しみや遊びとして本に接する機会を提供することで、図書館の利用経験のない児童が来館するきっかけにするとともに、利用者登録をしている児童の図書館利用を促進します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・としょかんスタンプラリーの実施	市立図書館	年1回

事業名	としょかんとんけん等の実施		継続
事業内容	としょかんとんけん等を実施し、市立図書館の利用方法の周知と利用促進を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・としょかんとんけんの実施	市立図書館	年1回
	・「しょうがくせいおうえんキャンペーン」の実施	市立図書館	年1回

事業名	継続的な読書活動のきっかけづくり		新規
事業内容	図書館Webサービスの読書マラソン機能サービスの提供を行い、子ども読書活動のきっかけづくりに努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	(新規) ・読書マラソン機能の周知	生涯学習課 市立図書館	随時



### 3 読書を通して生きる力を育む（すべての子ども）

#### （1）あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～事業

家庭における読書を進めるとともに、家族等の会話やふれあいの時間の充実化及び子どもたちの豊かな心と成長に望ましい生活習慣の定着を目指します。

事業名	あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～		継続
事業内容	家庭における読書を進めるとともに、家族等の会話やふれあいの時間の充実化及び子どもたちの豊かな心と成長に望ましい生活習慣の定着を目指します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・「あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～」の啓発	生涯学習課	効果的な啓発活動の実施
	・「4～5か月児健診」時に「あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～」のチラシを配付	生涯学習課 こども家庭センター	ブックスタート実施時
	・「地域家庭教育講座」開催時にチラシを配付	生涯学習課	随時
	・絵本ふれあい事業の実施	市立図書館	講演年36回
	・「あやせゼロの日運動」アンケートの実施	生涯学習課	隔年で実施



(2) 子ども読書活動につながる情報の発信事業

子どもが読書に親しむための情報を発信するため、図書館の刊行物発行や、ブックリストの作成・配布を実施します。また、外国につながるのある子どもへの情報発信に努め、各種事業の利用の普及につなげます。

<b>事業名</b>	図書館情報の提供及び啓発		拡充
<b>事業内容</b>	市立図書館の取組や実施状況、おすすめ本や行事のお知らせなど、市立図書館に関する読書情報を提供します。また、公民館等の公共施設に配布し、市立図書館の利用方法や情報を啓発します。		
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>
	・図書館だよりの発行	市立図書館	年11回
	・分室だよりの発行	市立図書館	年2回
	・ピッキーだよりの発行	市立図書館	年4回
	・ヤングアダルト通信の発行	市立図書館	年4回
	・各施設での図書館刊行物による周知・啓発	公民館 保育所等 児童館 小・中学校	随時
	・図書館ホームページを活用した情報提供	市立図書館	随時
	・市広報誌を活用した情報提供	市立図書館	随時
	・タウン誌を活用した情報提供	市立図書館	随時
	(新規) ・図書館LINE公式アカウントを活用した情報提供	市立図書館	随時
・転入者への市立図書館(電子図書館含む)利用案内の配付	市立図書館 市民課	随時	

<b>事業名</b>	読書相談やレファレンスサービス <sup>12</sup>		継続
<b>事業内容</b>	読書活動を支援するため、読書相談やレファレンスサービスを実施します。		
<b>事業項目</b>	<b>個別事業項目</b>	<b>所管</b>	<b>目標</b>
	・読書相談やレファレンスサービスの実施	市立図書館	随時

12 レファレンスサービス：利用者が調査研究に必要な資料や情報を求めた際に、図書館員が検索・提供し援助する図書館サービス。

事業名	ブックリストの作成・配布	継続	
事業内容	絵本選定の参考になる対象や年齢に応じたブックリストや調べ学習に役立つ各種パスファインダー <sup>13</sup> を作成するとともに適宜改定を行い、内容や時期に合わせて配布します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・各種ブックリストの作成・配布	市立図書館	随時
	・各担当部署で、市立図書館等で作成したブックリストを啓発活動に活用	全担当部署	随時
	・児童向けパスファインダーの作成・配布	市立図書館	随時
	・ヤングアダルト向けパスファインダーの作成・配布	市立図書館	随時

事業名	外国につながる子どもへの情報提供及び事業の研究	拡充	
事業内容	日本語を母語としない子どもたちが読書活動を楽しめるよう、多種多様な資料の収集やサービスの充実を図ります。また、情報提供や事業の研究を行い、各種事業の利用の普及に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・情報提供及び事業の研究	市立図書館 生涯学習課	随時
	・外国語や「やさしい日本語 <sup>14</sup> 」の資料の充実	市立図書館	随時
	・外国語の絵本コーナーの設置	市立図書館	常設
	・外国語の電子書籍の充実	市立図書館	随時
	・ブックスタートでの外国語冊子の配付	市立図書館	ブックスタート実施時
	(新規) ・多言語音声翻訳機の設置	市立図書館	常設
(新規) ・外国語の市立図書館利用案内の配布	市立図書館	常設	

13 パスファインダー：テーマ（主題）ごとに関連する資料や情報を紹介し、調べるためのコツやヒントとともにまとめたガイド。

14 やさしい日本語：日本語を母語としない方でもわかりやすい、簡単な表現を用いた日本語のこと。

(3) 図書館におけるハード面及びソフト面の整備事業

子どもが読書に親しむための環境づくりを提供するため、図書館の維持管理や、電子図書館の利用促進や移動図書館の実施を目指し、検討します。

事業名	電子機器を活用した読書へのきっかけづくり		継続
事業内容	子どもの読書へのきっかけを提供するため、子ども向けの電子図書館のページや案内を作成し、電子図書館の利用を周知・啓発します。また、電子書籍の紹介や体験会を開催し、電子書籍の利用の普及に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・18歳以下の電子図書館の利用登録の促進	市立図書館	毎年13人増(令和元年度18歳以下の新規登録者数と同数)
	・電子図書館キッズ&ティーンズページの作成	市立図書館	随時
	・放課後児童クラブへの電子図書館の利用案内及び普及促進	市立図書館 保育課	随時
	・高等学校への電子図書館の利用案内及び普及促進	市立図書館	随時
・電子書籍の紹介や体験会の実施	市立図書館	年2回	

事業名	図書館施設の整備に向けた検討		継続
事業内容	子どもが読書に親しむための環境や学習環境を提供するため、図書館施設の整備に向けて検討を進めてまいります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・読書や学習スペースの確保に向けての検討	生涯学習課 市立図書館	随時

事業名	アウトリーチサービスの活用と充実		拡充
事業内容	図書室休館中の代替サービスとして実施した移動図書館に続き、アクセス面の理由から、図書館を利用しにくい地域の子どものために、移動図書館の導入を検討し、本を選ぶ楽しさを提供するとともに、読書を親しむ機会を創出します。また、市内の図書返却ポストの運用を継続し、より身近に利用できるよう、図書館の利便性向上に努めるほか、読書活動に取り組みやすくします。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・移動図書館の運行	生涯学習課 市立図書館	導入検討
	(拡充) ・図書返却ポストの運用	市立図書館	12か所

(4) 子ども読書活動の維持に向けての事業

連絡会の開催等、子ども読書活動の維持に向けた事業を実施していきます。

事業名	子ども読書活動推進のための連絡会の設置		継続
事業内容	子ども読書活動推進のための連絡会を新たに設置し、情報交換や人的交流を深めるとともに、本計画の進行管理を行います。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・第4次綾瀬市子ども読書活動推進のための連絡会の設置	生涯学習課	令和8年度設置
	・連絡会を開催、本計画の進行管理及び評価の実施	生涯学習課 全担当部署	年1回

事業名	神奈川県及び綾瀬市周辺の公立図書館との広域利用による連携		継続
事業内容	市立図書館は県立図書館をはじめ、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、愛川町、清川村及び藤沢市との広域利用制度による連携を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・県及び県央地区公共図書館等との広域利用制度の継続	市立図書館	随時

事業名	障がいがある子どもへの読書環境づくり		拡充
事業内容	市立図書館への来館が困難な子どもに読書機会を提供するため、宅配サービスで図書館資料を貸出・返却します。また、障がいがある子どもが読書を楽しめるよう多種多様な資料やサービスの提供に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・図書館資料の宅配サービスの実施	市立図書館	随時
	・読書補助サービスの実施	市立図書館	随時
	・多種多様な資料の収集・提供	市立図書館	随時
	・ブックスタートで要望に応じて点字絵本を配付 (新規) ・りんごの棚の設置 <sup>15</sup>	市立図書館	随時 常設

15 りんごの棚：読むことに対して困難を持つ方でも楽しめる本を集めた本棚のこと。

事業名	リサイクルブックの提供	継続
事業内容	リサイクルブックフェアの開催やリサイクルブックコーナーにより、図書の有効活用を図るとともに、読書活動の普及に努めます。	
事業項目	個別事業項目	所管
	・リサイクルブックフェアの開催	市立図書館
	・リサイクルブックコーナーの設置	市立図書館
		目標
		年1回
		常設

事業名	幼稚園、保育所、小・中学校など、関係機関との情報交換及び連携	継続
事業内容	子ども読書活動の確実な推進のために関係機関と情報交換し、連携を図ります。	
事業項目	個別事業項目	所管
	・学校訪問や職場体験、配本時の聞き取り、情報交換の実施	市立図書館 保育所等 小・中学校
		目標
		随時

事業名	図書館員の研修	継続
事業内容	より高いレベルの児童サービス <sup>16</sup> を提供するため、専門知識や技術習得に努め、図書館員の資質向上を図ります。	
事業項目	個別事業項目	所管
	・図書館員の研修の実施	市立図書館
		目標
		随時

16 児童サービス：図書館における子ども向けサービスの総称。



## 資料

### 第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、「第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画」(以下「計画」という。)を策定するため、第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の掌握事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) 前項に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の構成員は、別表の課等から選出された委員をもって組織する。

2 委員の任期は、計画策定時までとする。

3 委員会に委員長1名を置き、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長を補佐する者を指名することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ召集し、これを主宰する。

2 委員会は、計画の策定に必要なとき認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、生涯学習事務主管課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月15日から施行する。

別表（第3条関係）

課 名 等
こども家庭センター
児童青少年支援課
保育課
教育指導課
学校図書館協議会
綾瀬市立公民館
綾瀬市立図書館
生涯学習課

第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会委員（令和6年度）

	氏名	所属	職名	選出区分
1	野田 香乃	こども未来課（子育て支援センター）	主幹	行政関係者
2	関口 進一	こども未来課	主幹	行政関係者
3	関本 繁樹	保育課	主幹	行政関係者
4	清水 美紀	保育課（保育園）	副園長	行政関係者
5	和田 美貴江	健康づくり推進課	主幹	行政関係者
6	春木 純子	教育指導課	参事兼課長	行政関係者
7	田垣 雅規	教育指導課	指導主事	行政関係者
8	上原 智代	学校図書館協議会委員（小学校）	教諭	学校教育関係者
9	中脇 和江	学校図書館協議会委員（中学校）	教諭	学校教育関係者
10	高木 徹	綾瀬市立公民館（指定管理者）	館長	公民館関係者
11	篠原 愛	綾瀬市立図書館（指定管理者）	子ども読書活動推進担当	図書館関係者
12	中島 義治	生涯学習課	課長	行政関係者
13	瀧川 泉	生涯学習課	主幹	行政関係者

第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会委員（令和7年度）

	氏名	所属	職名	選出区分
1	野田 香乃	こども家庭センター（子育て支援センター）	主幹	行政関係者
2	和田 美貴江	こども家庭センター（こども家庭担当）	主幹	行政関係者
3	奥園 昌一	児童青少年支援課	課長兼青少年育成担当主幹	行政関係者
4	関本 繁樹	保育課	主幹	行政関係者
5	清水 美紀	保育課（保育園）	副園長	行政関係者
6	春木 純子	教育指導課	参事兼課長	行政関係者
7	小峰 有希	教育指導課	指導主事	行政関係者
8	齋藤 愛唯	学校図書館協議会委員（小学校）	教諭	学校教育関係者
9	鎌田 拓也	学校図書館協議会委員（中学校）	教諭	学校教育関係者
10	原田 英彦	綾瀬市立公民館（指定管理者）	館長	公民館関係者
11	鯉沼 幸江	綾瀬市立図書館（指定管理者）	資料係長	図書館関係者
12	瀧川 泉	生涯学習課	課長	行政関係者
13	川上 翼	生涯学習課	主幹	行政関係者



発行年月 令和8年2月

編集 綾瀬市市民環境部生涯学習課

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111(代表)